

金沢市野生小動物捕獲器貸出事業実施要領

(令和5年7月31日決裁)

改正 令和8年1月21日決裁

第1 目的

この要領は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づき、市内に生息するハクビシン、アナグマ、タヌキ（以下「対象獣」という。）により生活環境に係る被害を受けている者に対し、市が所有する小動物捕獲器（以下「捕獲器」という。）を貸し出す際に必要な事項を定めることを目的とする。

第2 対象者

捕獲器の貸出しの対象となる者は、市内に住所を有し、かつ居住している者とする。

第3 貸出手続

- (1) 捕獲器の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、金沢市野生小動物捕獲器貸出申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。
- (2) 市長は、前号の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、捕獲器の貸出しを決定するものとする。
- (3) 市長は、前号の規定により貸出しの決定をしたときは、金沢市野生小動物捕獲器貸出決定通知書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

第4 貸出期間及び台数

- (1) 期間は、貸出しを決定した日から起算して、30日以内とする。
- (2) 貸出台数は、1世帯につき1台とする。

第5 貸出方法及び費用負担

- (1) 市は貸出しの決定を受けた者（以下「利用者」という。）の自宅まで捕獲器を運搬し、引き渡す。
- (2) 捕獲器の貸出しは、無償とする。ただし、捕獲器の利用に係る餌代は、利用者が負担する。

第6 遵守事項

利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 捕獲器を居住地内で使用すること。
- (2) 捕獲器を対象獣以外の捕獲目的に利用しないこと。

- (3) 捕獲器を営利目的として利用しないこと。
- (4) 捕獲器の形状を変え、又は改造しないこと。
- (5) 捕獲器を他に譲渡し、転貸し、又は担保に供しないこと。

第7 貸出しの取消し

市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸出しの決定を取り消し、捕獲器を返却させることができる。

- (1) 利用者が、第6各号に掲げる遵守事項に違反したとき。
- (2) その他公益上又は管理上特に必要があると市長が認めるとき。

第8 返却

- (1) 利用者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに捕獲器を市に返却しなければならない。

ア 捕獲器の貸出期間が満了したとき。

イ 第7の規定により貸出しの決定が取り消されたとき。

- (2) 市は、利用者の自宅において、捕獲器を受け取るものとする。
- (3) 利用者は、捕獲器を返却するときは、捕獲器を洗浄して返却するものとする。

第9 損害賠償等

- (1) 利用者は、自己の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えたとき、又は捕獲器の全部若しくは一部を滅失し、若しくは毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。
- (2) 捕獲器の管理又は有害獣の捕獲活動において発生した事故及び傷病について、市はその責任を負わない。

第10 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和5年8月1日から施行する。

附則（令和8年1月21日決裁）

この要領は、令和8年4月1日から施行する。